第38号（第38条関係）

第　　号	仮　領　置　書　控
提出者 本籍	
提出者 住所	
提出者 職業	
提出者 氏名	
提出者 生年月日	
適用法条	
仮領置物件の種類及び特徴	
執行年月日	
執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 ---------- 切 ------ 取 ------ 線 ---------- 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）　㊞

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者 本籍	
提出者 住所	
提出者 職業	
提出者 氏名	
提出者 生年月日	
仮領置物件の種類及び特徴	
注意事項	１　仮領置した銃砲刀剣類又は銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 ２　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。 ３　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項及び第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を次のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
申請人	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
許可証	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
抹消に係る許可	許可年月日	年　月　日	
抹消に係る許可	許可者	公安委員会	
抹消に係る許可	銃種等	□猟銃　□空気銃　□クロスボウ	
抹消を受ける理由			
猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの処分状況			

備考　１　銃種等欄には、該当するものの□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第38号（第38条関係）

第　　号	仮　領　置　書　控
提出者 本籍	
提出者 住所	
提出者 職業 氏名 生年月日	
適用法条	
仮領置物件の種類及び特徴	
執行年月日 執行者の所属、階級及び氏名	
処理結果	

印 ---------- 切 ------ 取 ------ 線 ---------- 印

第　　号

仮　領　置　書

年　月　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）　㊞

執行者の所属、階級及び氏名

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者 本籍	
提出者 住所	
提出者 職業 氏名 生年月日	
仮領置物件の種類及び特徴	
注意事項	１　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 ２　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。 ３　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項、第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第37号（第37条関係）

許可事項抹消申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第８条第３項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号
申請人	氏名		
許可証	許可証等の番号	第　　号	
許可証	交付年月日等	年　月　日　公安委員会	
抹消に係る許可	許可番号	第　　号	
抹消に係る許可	許可年月日	年　月　日	
抹消に係る許可	許可者	公安委員会	
抹消に係る許可	銃の種類	□猟銃　□空気銃	
抹消を受ける理由			
銃の処分状況			

備考　１　銃の種類欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。